17 August 2018 No. 184

3HR Legal Weekly

Commercial

GDPRアップデートと新しい情報処理手数料

一般データ保護規制（GDPR）の施行日が過ぎましたが、それはGDPRを忘れてしまっても良いという意味ではありません。好むと好まざるとにかかわらず、まだなされるべき作業があります。

現在、ウェブサイトに表示され、メールのフッターからリンクすることができる外部向けプライバシーノーティスを持つことが法律で必要とされています。また従業員にどのように個人情報を扱い、どのようにデータ侵害やデータ主体のアクセス要求などに対応するかを伝えるため、フェアープロセッシングノーティスと詳細なポリシーを持つ必要があります。本社や特に欧州経済圏外への情報転送は依然として重要で、転送を見直し、それが正当化することが可能で、技術面と契約面の両方で、データを保護するために必要な作業をすべて実行していることを確実にする必要があります。

従業員が彼らが何をしているかを正確に把握していれば問題の回避に役立つため、従業員をトレーニングすることは重要です。また、従業員トレーニングの記録を保持する必要があります。貴社が違反を犯し自らを守る必要がある場合、こういった記録は貴社が真剣にデータ保護を行い、個人情報を適切に扱うためにできることはすべて行ったという良い証拠になります。

GDPR では貴社のデータ処理活動を英国情報コミッショナー事務局（ICO）に登録する必要がなくなりましたが、2018 年の新しいデータ保護（料金および情報）規制の下で、新しくデータ処理手数料が導入されました。

ビジネスで個人データを処理する企業は、登録をして通常 40 ポンドまたは 60 ポンドの料金を支払う必要がありますが、売上高の高い大規模な組織に対する料金はより高くなるでしょう。

ICO への年間登録の期限が切れていない場合は、手数料を支払う必要はなく、また自社の従業員データだけを処理する企業には免除があります。

下記のウェブサイトで簡単な質問に答えることで、貴社が新しい手数料を支払う義務があるかどうかを確認することができます。

https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-fee/self-assessment/y

また、今後貴社のデータ処理活動をICOに登録する必要はありませんが、貴社は会社の処理状況を記録しておく必要があります。これは要求に応じてICOによる監査のために利用可能でなければならず、貴社が行う個人データの処理のすべてを示す必要があります。したがって、給与計算、スタッフの管理、求人のため、またはEEA外へ転送される個人データの処理などを含める必要があります。

継続的には、毎年貴社自身のコンプライアンスの見直しを行うべきです。また、契約を締結する際には必要なデータ保護条項が含まれていることを確認する必要があります。求人を行う際にも、候補者に適切なプライバシーに関する通知が送られるようにし、また新入社員が適切なデータ保護トレーニングを受けるようにする必要があります。

貴社がまだGDPRへの対応を行っていない場合、今すぐ対応を始めましょう。

データ保護もしくはその他のコマーシャル法についてのアドバイスをご希望の方は、3HRのコマーシャルチームまでお気軽にご連絡ください。

Richard Hull
Senior Commercial Solicitor
E: richard.hull@3hrcs.com

This newsletter is designed to provide general information only. It does not constitute legal or other professional advice and thus should not be relied on. Definitive advice can only be given with full knowledge of all relevant facts. If you would like to discuss any aspect further, please contact us.

3HR Corporate Solicitors Limited is a Solicitors Practice, authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority, No: 597935.
3HR Benefits Consultancy Limited is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Firm Reference Number: 556015

The registered office of both 3HR Corporate Solicitors Ltd and 3HR Benefits Consultancy Ltd is New Broad Street House, 35 New Broad Street, London EC2M 1NH. Mainline Tel: 0207 194 8140 Web: www.3hrcs.com

3HR Corporate Solicitors